

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 8 月21日

【会社名】 日東エフシー株式会社

【英訳名】 NITTO FC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 邊 要

【本店の所在の場所】 名古屋市港区いろは町一丁目23番地

【電話番号】 052(661)4381(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 後 藤 正 幸

【最寄りの連絡場所】 名古屋市港区いろは町一丁目23番地

【電話番号】 052(661)4381(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 後 藤 正 幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、2019年8月20日開催の臨時株主総会（以下「本臨時総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年8月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式3,136,381株を1株に併合いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2019年9月20日

効力発生日における発行可能株式総数

19株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は19株に減少することになります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の買増し）及び第10条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	243,119	91	0	99.96	可決
第2号議案	243,145	91	0	99.96	可決

(注) 当該決議事項の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。